

にゃんがたセンタークリニック猫の不妊手術専門病院設置要綱

(設置)

第1条 新潟県内において、野良猫又は飼い猫の多頭飼育問題又はそのおそれがある猫を対象として、一度に多数の猫の不妊手術を行うことができる専門病院を、一般社団法人新潟県動物愛護協会（以下、「協会」という。）が新潟市中央区清五郎343番地2、新潟市動物愛護センター内に設置し、その名称を「にゃんがたセンタークリニック猫の不妊手術専門病院（以下、「NCC」という。））」とする。

(目的)

第2条 NCCは官民連携、多機関連携によって不幸な猫が生まれることを防ぎ、「人と動物の共生する明るい社会」の実現を目指すことを目的とする。

2 協会はこの取組みが多頭飼育問題に直面する全国の自治体のロールモデルとなるよう、積極的に啓発及び情報発信を行うこととする。

(使用する施設及び土地)

第3条 新潟市長の行政財産使用許可を取得して、新潟市動物愛護センター手術室を使用する。

2 新潟市長の行政財産使用許可を取得した新潟市動物愛護センター敷地内の土地に、猫の入院施設となるコンテナを設置して使用する。

(運営)

第4条 NCCの運営は協会が行い、協会会長がNCC院長となる。

2 運営方針等運営にあたって必要な事項については、別に定めるNCC運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会で協議して決定する。

3 NCCの資金管理は、協会の一般会計とは別に特別会計を設け、協会の監査を受け、協会の総会の承認を受けなければならない。

(実施体制)

第5条 協会は、NCCに協力する手術執刀獣医師、手術の事前準備等にあたるスタッフ及びその他の補助作業に当たるボランティアを募集登録し、これらの人員による当番制のシフトを事前に組んで手術を実施することとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、NCCの運営に必要な事項は、委員会が協議し規定として別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。